

町会・自治会地域活性化事業補助金Q & A

令和7年7月

区分	No.	質問	回答
事業全般	1	申請期間は	令和7年11月4日(火)から令和8年2月6日(金)まで(土日祝日を除く)
	2	申請書類の提出方法は	地域振興係(区役所4階26番窓口)まで持参または郵送でご提出ください。
	3	補助金の支払い時期は	請求書を受領してから、おおよそ1~2カ月程度でお支払いとなります。 申請書受領→交付決定、請求書送付→請求書受領→支払い (1カ月) (1~2カ月)
	4	申請時に提出した領収書等の書類は返却されるか	返却しませんので、適宜コピーをしてからご提出ください。
	5	なぜ領収書の原本の提出が必要なのか	他の補助金を申請していない担保として領収書原本の提出をお願いしております。 (広報紙発行事業補助金のインク代やコピー用紙代、環境対策事業補助金の発泡トレイ容器代との重複を避けるため)
	6	他の補助金との併用は可能か	国、他の地方公共団体等又は区の補助制度における同種の補助金(広報紙発行事業補助金、環境対策事業補助金等)の交付を受けている事業は対象外です。

対象事業	1	事業の参加対象者に要件はあるか	<p>3つの枠で対象者の要件が異なります。審査はご提出いただくポスター等の周知資料で行います。</p> <p>【地域イベント枠】 申請団体の区域住民(非会員も含む)が誰でも参加できることが要件です。ポスターで地域住民の皆様の参加を促すような文言を入れてください。</p> <p>【こどもイベント枠】 主にこどもや子育て世帯に向けたイベントが対象です。ポスターでこどもや子育て世帯の参加を促すような文言を入れてください。</p> <p>【地域防犯枠】 参加対象者の要件はございません。</p>
	2	防犯パトロールは地域防犯枠で申請できるのか	<ul style="list-style-type: none"> ・歳末警戒等のように、単発のイベントとして行う防犯パトロールは申請が可能です。対象経費は別表2をご確認ください。 ・毎月開催しているような定例のパトロールや、区危機管理課、東京都、警察等、他の助成金等を活用している場合は対象外となりますので、ご注意ください。 ・区危機管理課では、防犯パトロール団体への資機材の支給をしておりますので、そちらの制度もご検討ください。
	3	防災訓練は対象か	<ul style="list-style-type: none"> ・地域イベント枠でのみ対象となりますが、地域コミュニティの活性化や地域住民の交流を図る目的で、非会員を含むどなたでも参加できる必要がございます。それらにつきましては、周知資料や実施写真で確認させていただきます。 ・区防災課、東京都、消防等、他の助成金等を活用している場合は対象外です。 ・区防災課等から備蓄品の支給(乾パン等)のみ受けている場合は、申請が可能です。
	4	老人クラブやこども会、実行委員会等が主催するイベントは対象か	町会・自治会が主催するイベントが要件のため対象外とさせていただきます。
	5	区民まつり、地区まつりの出店は対象か	主催団体については、ポスター等の周知資料で確認いたします。
	6	会員にのみ飲食チケットを配布するようなイベントは対象か	対象となります。ポスター等で非会員の方でも参加できるような文言を入れるようにしてください。
	7	同日や連日で開催するイベントについて、2つの枠で申請ができるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・申請○：地域イベント枠と地域防犯枠を併用する場合 ・申請×：地域イベント枠とこどもイベント枠を併用する場合で、①②のどちらかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ①同日に開催するイベント(一連のイベントと判断させていただきます。) ②昨年度に本補助金を1つのイベントとして申請した、連日開催するイベント <p>補助金拡充の背景として、交流機会の創出を目的としておりますので、原則一連のイベントで2枠の使用は対象外とさせていただきます。補助金の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。</p>

対象経費	1	消費税は対象か	対象です。(広報紙発行事業補助金、環境対策事業補助金と同様)
	2	賞品やノベルティ、参加賞は対象か	地域イベント枠を除き、他の2枠では以下の条件で対象となります。 ・【こどもイベント枠】 1商品1万円以下で合計5万円までは賞品、景品、ノベルティ、駄菓子のように持ち帰り可能なお菓子等の補助が可能です。ただし、商品券、図書カード等の金券、テーマパークや動物園の入園券等のチケット、主にその場で消費するようなスイカや餅等は対象外です。 ・【地域防犯枠】 1商品1万円以下で合計5万円までは防犯啓発グッズのみ対象です。
	3	ヨーヨー釣りのヨーヨーや金魚すくいの金魚、どじょうつかみ大会のどじょうは対象か	こどもイベント枠として申請していただければ、1商品1万円以下、5万円までは対象となります。
	4	飲食物は対象か	すべての枠で、原則対象外ですが、こどもイベント枠のみ、駄菓子や缶ジュースのようにこどもが持ち帰れるお菓子は対象です。 綿菓子やかき氷の販売配布等を行う場合、こども向けの飲食物であっても、原材料やその場で消費するものは対象外となりますので、ご注意ください。
	5	模擬店の食材や従事者の弁当、打合せにかかる経費は対象か	対象外となります。
	6	こどもイベント枠で申請するイベントを2つ行い、それぞれ景品を3万円ずつ購入したが、景品代6万円で申請してよいか	こどもイベント枠の景品等は累積で5万円までとなりますので、6万円のうち、5万円が補助の対象となります。
	7	スタッフジャンパーは対象か	事業実施後も団体で管理、所有する場合は対象です。実施後に個人の所有物となる場合は対象外となりますので、ご注意ください。
	8	机を購入した際、古い机を廃棄するが廃棄料は対象か	新たな物品を購入した費用は対象ですが、廃棄料は対象外となります。
	9	花火大会の花火は対象か	事業の中で使用する打ち上げ花火や火薬、手持ち花火は対象となります。
	10	事業実施日より数か月前に購入した経費は対象か	令和7年4月1日以降の領収書であれば、対象ですが、事業を実施できなかった場合、対象外になる場合があります。

対象経費	11	キッチンカーや屋台の委託費は	基本料金(人件費、交通費、その他事務手数料)については対象となりますが、食材費等の金額は対象外のため、審査時に疑義が生じた際は契約書や内訳書等を提出していただく場合があります。
	12	備品の購入にかかる配送料は対象か	対象となります。
	13	テントの補修代は対象か	補修箇所の補修前後の写真のご提出をお願いいたします。
	14	防災訓練で使用する小型発電機や簡易トイレは対象か	防災訓練当日に組み立ての説明や訓練の中で使用する場合は、対象となります。 ※防災用品の「備蓄」が主な購入理由になっており、防災訓練等で使用しない、または使用しきれない多量の購入費用等は対象外です。防災課、東京都の底力助成金等の活用をご検討ください。
	15	東京都防災学習セミナーを行う際のスクリーン(テレビ)、チラシを刷るプリンターは対象か	単に受講者の立場としてのみのイベントは対象外となりますので、意見交換会や懇談会等の交流できるプログラムをセミナーの後に組み込んでもらうことで対象となり得ます。
	16	イベント保険は対象か	対象です。イベントの期間のみの契約か確認させていただきます。 令和7年度から、役員等一部の方のみ対象とする保険も補助の対象とさせていただきます。
	17	町会所有の倉庫で当日の準備や、模擬店を行う場合、エアコンは対象か	町会会館がある場合は、地域活性化事業補助金ではなく、会館助成金の制度の対象です。ない場合、スポットクーラーであれば対象となりますが、備え付けのクーラーは対象外です。備え付けのクーラーは備品の意味合いが強いことと、使用できる人が限られてしまうため対象外となります。
	18	区内キャンプ場で行うBBQバスハイクのバスの借り上げ料は対象か	本補助金は、イベント本体の実施にかかる経費を補助対象としているため、バスの借上代金を含めた交通費(電車・バス・タクシー等)は、すべての枠で対象外です。 ただし、区内キャンプ場で行うBBQバスハイクは、会場使用料や紙皿等のBBQに対する経費は補助対象となります。
その他	1	クレジットカードでの支払いは問題ないか	領収書をご提出いただき、ポイント付与の記載がある場合、1ポイント1円換算で差し引いてください。
	2	購入店が「印紙税申告納付」のため、領収書に収入印紙の添付ができない	領収書のその他要件が整い(宛名、但し書き又は内訳、押印)、「印紙税申告納付」の旨が表示されていれば対象です。